

議 案 第 27 号

松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について

松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正  
する条例を別紙のように定める。

平成23年12月6日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

業務量の増加等により一定期間職員の任用が必要となった場合並びに住民サービスの提供時間の延長及び繁忙時における提供体制の充実のため短時間勤務職員の任用が必要となった場合において、任期を定めた職員の採用を可能とするため。

松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の  
一部を改正する条例

松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成23年松戸市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成14年法律第48号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「並びに第7条第1項」を「、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項」に改める。

第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（職員の任期を定めた採用）」を付する。

第6条を第9条とし、第5条を第8条とし、第4条を第7条とする。

第3条中「前条各項」を「第2条から第4条まで」に改め、「採用された職員」の次に「又は短時間勤務職員」を加え、同条を第6条とし、第2条の次に次の3条を加える。

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

（短時間勤務職員の任期を定めた採用）

第4条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供さ

れるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和43年松戸市条例第9号）第10条の2の規定による介護休暇の承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

（任期の特例）

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延長された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で、第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正）

2 松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和43年松戸市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「の規定により採用された職員」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改

め、同項を第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成23年松戸市条例第2号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間15分までの範囲内で、任命権者が定める。

第3条、第9条第2項及び第12条中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

（松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

- 3 松戸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年松戸市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 10 松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成23年松戸市条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第3条又は第4条の規定により採用された職員（以下「任期付職員」という。）の俸給月額、その者に適用される俸給表の任期付職員の項に掲げる俸給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第5条の2中「法第28条の5第1項」を「再任用職員のうち法第28条の5第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第5条の3 任期付職員のうち任期付職員条例第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、第5条第10項の規定にかかわらず、同項の規定による俸給月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条中「前2条に規定するものを除く外」を「前3条に規定するものを除くほか」に改める。

第9条第1項中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、1時間当たりの給料額は2,780円、給料日額は12,000円、給料月額は450,400円を超えないものとする。

第12条第2項第2号並びに第15条第2項及び第3項中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第20条の5第2項中「再任用職員」の次に「及び任期付職員」を加え、同条第3項中「及び再任用短時間勤務職員」を「、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第20条の8（見出しを含む。）中「再任用職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

附則に次の2項を加える。

7 当分の間、行政職俸給表の適用を受ける者でその職務の級が1級である任期付職員のうち、保育業務に従事する職員（次項に掲げる職員を除く。）の俸給月額は、第5条第10項の規定にかかわらず、同項の規定による俸給月額から、その俸給月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を減じた額とする。

(1) 採用時、保育士の資格を有する職員（次号に掲げる職員を除く。）

100分の6.15

(2) 採用時、保育士の資格を有し、かつ、保育業務に従事した経験を有する職員 100分の1.52

(3) 採用時、保育士の資格を有しない職員（次号に掲げる職員を除く。）

100分の8.92

(4) 採用時、保育士の資格を有せず、かつ、保育業務に従事した経験を有する職員 100分の7.4

8 当分の間、行政職俸給表の適用を受ける者でその職務の級が1級である任期付職員のうち、保育業務に従事する任期付短時間勤務職員に対する第5条の3の規定の適用については、同条中「第5条第10項」とあるのは「附則第7項」とする。

別表第1中「再任用職員以外の職員」を「再任用職員及び任期付職員以外の職員」に改め、同表に次のように加える。

任期付職員	144,500	178,800	213,400	261,900	—	—	—	—	—
-------	---------	---------	---------	---------	---	---	---	---	---

別表第2中「再任用職員以外の職員」を「再任用職員及び任期付職員以外の職員」に改め、同表に次のように加える。

任期付職員		323,400		390,600	—		—	
-------	--	---------	--	---------	---	--	---	--

別表第3中「再任用職員以外の職員」を「再任用職員及び任期付職員以外の職員」に改め、同表に次のように加える。

任期付職員	144,500	178,800	213,400	261,900	—	—	—
-------	---------	---------	---------	---------	---	---	---

別表第4中「再任用職員以外の職員」を「再任用職員及び任期付職員以外の職員」に改め、同表に次のように加える。

任期付職員	144,500	178,800	213,400	261,900	—	—	—
-------	---------	---------	---------	---------	---	---	---

別表第5中「再任用職員以外の職員」を「再任用職員及び任期付職員以外の職員」に改め、同表に次のように加える。

任期付職員		174,400		199,700	—		—
-------	--	---------	--	---------	---	--	---

別表第5の備考第1項中「及び再任用短時間勤務職員」を「、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

(松戸市技労職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 4 松戸市技労職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年松戸市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「再任用職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加え、同条中「採用された職員」の次に「及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成23年松戸市条例第2号)第4条の規定により採用された職員」を加える。

(松戸市職員退職手当支給条例の一部改正)

- 5 松戸市職員退職手当支給条例(昭和28年松戸市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「採用された者」の次に「及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成23年松戸市条例第2号)第4条の規定により採用された者」を加える。

(松戸市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 6 松戸市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年松戸市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「再任用職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加え、同条中「採用された職員」の次に「及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第4条の規定により採用された職員」を加える。